

「地区公民館の幅広い活用に向けて」に対する市民政策コメント  
意見及び意見に対する市の考え方

1. 実施期間：令和5年10月6日（金）～令和5年10月27日（金）
2. 意見をいただいた人数：8名（20件）  
貴重なご意見をいただきありがとうございました。

【幅広い活用関係】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>営利目的の利用を受け入れると、地域住民の活動が活発な公民館にとっては活動が抑制される。</p>	<p>このたびの改正では、現在、地区公民館を利用されている地域住民の皆様は、現状通りご利用いただきながら、地区公民館の活用の幅を広げるものです。 地域住民の皆様の活動が活発で、施設に空きがない状況であれば、民間事業者や地域外の方にご利用いただく機会は多くないと考えます。 地区の皆様の活動の抑制とならないよう、予約可能な時期に差をつけることとしています。</p>
2	<p>地域住民の利用による使用料で公民館直営事業の費用を補填しているが、今後、これらを無料とした場合、公民館事業の運営に支障を来す。</p>	<p>ご意見にある使用料は、地域の中で取り決めている協力金のようなものではないかと拝察します。協力金の用途は、地域によって様々で、地域の社会教育関係のサークル・団体の運営を行うための負担金的なものや、公民館の消耗品や燃料費、修繕費など施設の管理に要する経費、各地域で行われる事業などになっています。 各地域で行われる事業やサークル・団体の運営などへの負担金的な費用については、それぞれの地域で定められるべきものであり、本市が方向性を示すものではありませんが、用途や目的の理解を得られる必要があると考えます。 一方、地区公民館の消耗品や燃料費、修繕費など施設の管理に要する経費の一部を負担いただいている部分は、本市で負担していくべきものと考えています。</p>
3	<p>利用頻度の低い公民館対策として立案されたのだろうが、一律の対応ではなくもっと個別の実態を把握すべきである。</p>	<p>このたびの改正は、各地区が民間事業者などの多様な主体と繋がり、地域の実情に応じて地区公民館を柔軟に活用いただくことで、買い物支援や、農業・産業振興などの地域課題の解決、新たな魅力の創出が図られることを期待しているものです。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
4	<p>このたびの提案は、これまで行ってきた社会教育の取り組みの充実が必要ないと受け取れる。これからの生涯学習をどのようにしていくべきか、市民に意見を求めるのが筋かと思えます。</p>	<p>今回の改正による新たな方向性の中においても、公民館における社会教育・生涯学習の推進は地域住民やまちづくりに欠かせない、非常に大切なものであり、本市の責任において推進していかなければならないと考えています。</p> <p>新条例においても地区公民館が社会教育や生涯学習を推進していく内容を盛り込んでいます。</p> <p>今後も市長部局と教育委員会が連携し、公民館における社会教育・生涯学習の推進を行ってまいります。</p>
5	<p>施設の名称を地区公民館のままにするのはなぜか。</p>	<p>公民館のこれまで果たしてきた役割を受け継いでいくという意思表示であるとともに、名称が変わることで市民の皆様の混乱を避けるためです。</p>
6	<p>地方自治法で公民館のことは、教育委員会で所管するとされていると思うが、今回なぜ市長部局の協働推進課が所管し意見を求めるのか。</p>	<p>令和元年6月公布の「地域の自主性および自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、社会教育法および地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が行われ、条例で定めることにより、公民館を市長部局へ移管することが可能となりました。</p> <p>現在は市長部局が教育委員会を補助する形で公民館の管理・運営を行っていますが、この度の改正では新たな条例を制定し、市長部局が公民館を所管することとしています。</p> <p>今後も、教育委員会と連携しながら社会教育の振興を図ることはもとより、引き続き、文化・地域振興や地域コミュニティの持続的発展を支援してまいりたいと思えます。</p>
7	<p>地区公民館と地域の各種団体との関係はどうあるべきか見解を示していただきたい。</p>	<p>地区公民館は、地域の生涯学習及びコミュニティ活動の拠点施設であるため、地域の各種団体の活動を公民館がサポートしていくことは必要であると考えています。しかしながら、本来地域住民自らが行うような内容を公民館職員が担っている地域もあります。今後も公民館と地域との信頼関係を保ちながら、皆様の様々な活動が活性化するようなことを考えていく必要があると思えます。</p>
8	<p>住民説明等もないまま条例改正等がなされ、市民生活に密接な関わりを持つ公民館活動が影響を受けるようなことがあってはならない。</p>	<p>大きな方向性については、これまで市の公式ホームページや市報、市議会でもお知らせしてきたところです。</p> <p>このたびの改正では、地区公民館の現在の利用者は今のまま利用いただきながら、希望に応じて施設の活用の幅を広げようとするものです。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
9	<p>地区の規模によって公民館の使用頻度に違いが有るのかもしれませんが、地元の公民館は土日を中心に使用申し込みがバッチングし利用調整を行っている。民間事業者への貸出を許可すれば地元住民の使用が圧迫される。</p>	<p>今後も地区公民館が地域の活動拠点となる施設であることは変わりませんので、使用申請できる時期に差を設けるなどして地域住民の使用を優先できるように考えています。</p>
10	<p>地区公民館は、社会教育法に基づいて鳥取市が設置・管理している施設であり、鳥取市公民館条例で「社会教育を振興し、住民の福祉を図る」ことを目的としているが、本件は社会教育法の理念に反する。</p>	<p>今回の改正によって、社会教育法に基づく公民館から地方自治法に基づく施設として市長部局に移管することとなりますが、新条例においても地区公民館が社会教育や生涯学習を推進していく内容を盛り込んだものとしします。 今後も市長部局と教育委員会が連携し、公民館における社会教育・生涯学習の推進を行ってまいります。</p>
11	<p>様々な団体が勧誘や悪徳商法に公民館を利用しないとは言えません。地域住民が安心して公民館を利用できるように、鳥取市が責任をもって受け入れ体制を整えていただきたい。</p>	<p>営利目的や企業からの申請の場合は、団体登録制とし、使用の目的など協働推進課で確認を行ったうえで登録を行うように考えています。</p>
12	<p>地域活動・社会教育活動を行う全ての利用者は公民館使用料が無料となり、公民館収入が減ることが考えられます。コロナ規制が緩和されて地域活動が盛り上がりを見せてきた中で、講師謝礼等が払えないことで、これまで実施してきたコミュニティー活動の自粛に繋がらないか懸念しています。更に公民館運営を維持していくために町内会費の値上げとなれば、地域住民からの反発もあるため、公民館活動助成をしていただけるよう要望します。</p>	<p>公民館や地域で行われる事業には、本市からの生涯学習事業委託料や地域運営組織活動支援事業補助金がありますので、講師謝礼など事業に係る費用については、これらを活用いただきたいと考えています。 なお、公民館の消耗品や燃料費、修繕費など施設の管理に要する経費の一部を負担いただいていた部分は、本市で負担していくべきものと考えています。</p>
13	<p>民間事業者の使用や営利目的など利用対象を拡大することについて、その使用目的・事業者の把握など調査・判断ができるのでしょうか。悪徳事業者や詐欺目的で利用される可能性もあるのではないかと。県内・市内のよくわかる事業先に限定するとか何らかの基準があると安心します。</p>	<p>営利目的や企業からの申請の場合は、団体登録制とし、使用の目的など協働推進課で確認を行ったうえで登録を行うように考えています。</p>
14	<p>公民館とタクシー会社が連携し、公民館がタクシー利用者のステーションになれば、高齢者等の移動手段を確保するシステムができるのではないかと。</p>	<p>この改正は、地区公民館の活用の幅を広げ、地域と多様な主体との連携を促し、地域課題の解決や地域の活性化等につなげていくことを目的としています。 各地域の取組で、いただいたご意見のようなことも可能になるのではないかと考えていますので、参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
15	<p>地区公民館の幅広い活用を推進するという趣旨には賛成します。主な変更点として①利用制限の緩和、②使用料の徴収、③市長部局への移管という3点が示されたことは大きな前進であると考えます。</p> <p>示された考え方によると、現行の公民館条例を廃止し、新条例を制定することですが、憲法・教育基本法以下の教育法体系が期待する社会教育行政の後退とならないよう、留意が必要と考えます。一案として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第二十三条第一号に基づく「特定社会教育機関」としての公民館という位置づけにすることを提案します。</p> <p>同条文は、近年の度重なる改正の結果として、教育委員会ではなく地方公共団体の長が公民館を含む社会教育に関する教育機関の事務を管理・執行することができるように規定したものであり、まさに、鳥取市が目指す公民館の形を先んじて法制度化していたものと解することもできるかと思えます。</p>	<p>本市は、平成20年を「協働のまちづくり元年」と位置付け、地区公民館を地域コミュニティと生涯学習の拠点として、市民と市との協働のまちづくりを進めてまいりました。</p> <p>協働のまちづくり元年から15年が経過し、各まちづくり協議会の活動や体制も異なり、地域や自治体、コミュニティを取り巻く環境が日々変化を続けている中、本市におけるまちづくりを次のステップ（成長期・発展期）へ進めていく必要があると考えています。</p> <p>地域の活動拠点となる地区公民館を、よりまちづくりに軸を置き、自由度を高めた公民館へステップアップさせるため、社会教育法にとられない施設として新条例を制定することとしました。</p>
16	<p>少子高齢化がますます進展する中、社会教育の重要性が相対的に高まってきていることが、今回の議論の根底にあると思えます。</p> <p>市長部局と教育委員会が手を取り合い、今後も社会教育を強力に推進していく体制となることを期待しています。</p>	<p>今回の改正によって、社会教育法に基づく公民館から地方自治法に基づく施設として市長部局に移管することとなりますが、新条例においても地区公民館が社会教育や生涯学習を推進していく内容を盛り込んでいきます。</p> <p>今後も市長部局と教育委員会が連携し、公民館における社会教育・生涯学習の推進を行ってまいります。</p>
17	<p>新条例では、今の時代に沿った条文を考えていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育の充実を図り己の質を高める</li> <li>・社会を生き抜く力を育む教育の推進</li> <li>・郷土を愛し、豊かな心を育む学びの環境を築く</li> <li>・持続可能な地域づくりを支える社会教育の推進</li> <li>・未来を創造する健やかな体を育む</li> </ul> <p>障がいのある人もない人も、老若男女、すべての市民の皆様にご利用しやすい公民館となることを願っています。</p>	<p>新条例の条文の参考とさせていただきます。</p>

【その他】

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
18	<p>地区公民館は何を目的として設置したのか、70年の歴史をどのように総括しているのか示していただきたい。また、現在地区公民館ではどんなことを行っているか示していただきたい。</p>	<p>本市では、昭和35年に「鳥取市公民館条例」を制定し、社会教育を振興し、住民の福祉を図ることを目的に公民館を設置しました。 また、市民との協働を基軸としたまちづくりを推進するため、平成20年度に「鳥取市自治基本条例」を制定しました。そして、地区公民館を地域コミュニティの拠点としても位置づけ、生涯学習事業による学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進しています。</p>
19	<p>一括交付金について、なぜ市の仕事とまちづくり事業が一括交付金にできるのか。</p>	<p>一括交付金とは、本市の「地域運営組織活動支援事業交付金」の補助メニューの一つで、生涯学習事業の予算をこの地域運営組織活動支援事業に含めて一括助成を行っているものです。 一括交付金の交付先は、公民館運営委員会とまちづくり協議会の組織の一体化を行ったまちづくり協議会としています。</p>
20	<p>いずれの地区公民館とも、なにがしかの運営費を取り扱っていると思います。これは本来鳥取市が負担すべき予算が少ないがための苦肉の策かと思いますが、地区費についての見解を示していただきたい。 (地区費の中身については公民館によってまちまち。町内会加入者は地区費に協力しているが、未加入者は協力しないでも公民館の利用は可能)</p>	<p>地域のご理解とご協力によって、地区公民館は運営が円滑に行えていると考えております。 地区費の使途は、地域によって様々で、各地域で行われる事業、社会教育関係のサークル・団体の運営を行うための費用、公民館の消耗品や燃料費、修繕費など施設の管理に要する経費などになっています。 各地域で行われる事業やサークル・団体の運営などへの負担金的な費用については、それぞれの地域で定められるべきものであり、本市が方向性を示すものではありませんが、使途や目的の理解を得られる必要があると考えます。 一方、地区公民館の消耗品や燃料費、修繕費など施設の管理に要する経費の一部を負担いただいている部分は、本市で負担していくべきものと考えています。</p>